

エンドユーザー・ライセンス規約（社内利用）

RPAテクノロジーズ株式会社（以下「甲」という。）と 株式会社（以下「乙」という。）とは、甲が開発又は第三者よりライセンスを受けたソフトウェア及びオープンソースソフトウェアで構成されるSynchRoid seriesソフトウェアの使用許諾に関して、以下のとおりエンドユーザー・ライセンス規約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本件ソフトウェア）

「本件ソフトウェア」とは、甲が開発又は第三者よりライセンスを受けたソフトウェア及びオープンソースソフトウェアで構成されるSynchRoid Seriesソフトウェア群をいう。

第2条（使用許諾）

1. 甲は乙に対し、本契約の有効期間中、日本国内において、社内利用に限り、本件ソフトウェアの非独占的な使用を許諾する。なお、社内利用とは、乙の雇用関係のある者（乙の社内業務に従事する派遣社員及び業務委託社員も含まれるものとする。）のために利用することに限られ、乙が第三者より委託を受けた業務の履行を含むその他の業務上の利用についても、有償・無償を問わず、社内利用に該当しないものとする。
2. 乙は、甲の事前の書面による承諾がない限り、第三者に対して、本件ソフトウェアをサブライセンスし、譲渡し、又はその複製物を譲渡、転貸してはならない。

第3条（利用料金・支払方法）

本件ソフトウェアのライセンス料（以下「利用料金」という。）の金額の算出方法及び支払方法については、甲と乙との間で別途協議の上定めるものとする。なお、第2条第1項の規定にかかわらず、申込書が受領されるまでは、乙は本件ソフトウェアを使用することはできないものとする。

第4条（禁止行為）

1. 乙は、本件ソフトウェアを用いて、以下に定める行為をしてはならないものとする。
 - (1) 本件ソフトウェアの利用に必要な範囲を超えた本件ソフトウェアの複製
 - (2) 本件ソフトウェアのソースコードの改変、翻訳、他のプログラム言語への変換、デコンパイル、リバースエンジニアリング、ディアセンブル・ソースコードの解読、及び、これらについての第三者の補助
 - (3) 犯罪行為を惹起する行為、及びそれに類似する行為
 - (4) 甲又は第三者の知的財産権、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の不利益を与える行為、及びそれに類似する行為
 - (5) 他人のパスワード等を不正に使用する行為、自己のパスワード等を他人に使用させる行為、及びそれに類似する行為

(6) 本契約上の権利又は義務を第三者に譲渡し、貸与し又は担保提供する等の行為、及びそれに類似する行為

(7) 本件ソフトウェアからアクセス可能な第三者の情報を改竄・消去又は第三者の通信に支障を与える行為、及びそれに類似する行為

(8) 本件ソフトウェアを利用して他のソフトウェアを作成する行為

(9) 本件ソフトウェア又はその派生物を第三者へ有償無償を問わず提供する行為

(10) その他、甲が不適切と判断する行為

2. 乙が前項において禁止される行為を行なった場合、又は、本契約の条項のいずれかに違反した場合は、本契約の全部または一部を解除することができる。乙は、甲に対して、これにより被った損害の賠償を請求できるものとする。

第5条（本件ソフトウェアの権利関係等）

乙は、本契約に基づき本件ソフトウェアライセンスのみを取得し、本件ソフトウェアに関するその他一切の権利（所有権を含むがこれに限られない。）は、甲又は甲のライセンサーに帰属する。いかなる形であれ、本件使用許諾契約のいずれの文言も、甲又は甲のライセンサーの商標、商号又はブランド名に関する使用許諾又は権利を発生させるものとみなされないものとする。

第6条（指定ソフトウェア）

1. 甲及び乙は、甲が本件ソフトウェアの利用のために必要又は適したソフトウェアを適宜指定することができることを確認、合意する。

2. 乙は、前項に基づく甲の指定にかかわらず、乙が他のソフトウェアを用いたときは、乙が本件ソフトウェアの全部又は一部を利用することができないことがあることを確認する。

第7条（個人情報の取扱い）

甲及び乙は、本契約の履行並びに本件ソフトウェアの使用において、個人情報につき、個人情報保護のため十分な安全管理措置を講ずるほか、本人の同意がある場合その他個人情報保護法（平成15年法律第57号）において認められている場合を除き、個人情報を第三者に開示、提供、漏洩してはならないものとする。

第8条（提供の停止）

1. 乙が以下のいずれかに該当する場合、甲は本件ソフトウェアの提供を停止することができる。

(1) 乙が利用料金の全部又は一部の支払を怠った場合

(2) 乙が本契約第4条の規定に違反した場合

2. 乙は、前項による本件ソフトウェア提供停止期間中においても、甲に対する当該期間中の利用料金の支払義務を免れないものとする。

第9条（解除）

1. 甲は、第8条第1項の規定により乙による本件ソフトウェアの利用を停止した場合、何らの負担なく本契約を解除することができるものとする。2. 甲から乙に対する本件ソフトウェアの使用許諾に必要となる甲のライセンサーが有するソフトウェアについての甲のライセンサーから甲に対するライセンスが消滅した場合は、その理由の如何を問わず、甲は、直ちに乙に書面で通知することにより何らの負担なく本契約を解除することができるものとする。乙は、甲に対して解除に伴い発生する損害について、理由の如何を問わず、一切甲に賠償請求することができないものとする。

3. 甲は、乙に次の事由が発生した場合は、何らの催告なしに本契約を解除することができるものとする。

(1) 仮差押、差押もしくは競売の申請又は破産、民事再生手続き開始もしくは、会社更生手続き開始の申立があったとき、又は清算に入ったとき

(2) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、又は、仮差押、仮処分の申し立てを受けたとき

(3) 支払を停止したとき

(4) 手形又は小切手を不渡りにしたとき

(5) 営業の廃止又は解散の決議をしたとき

4. 本契約が解除された場合は、乙は、直ちに、本件ソフトウェアの使用をすべて中止し、乙が所有し又はその支配下にある全ての複製物を破棄もしくは削除し、甲から要請があった場合は、当該破棄もしくは削除を行なった旨を書面で甲に対して通知しなければならないものとする。また、乙に帰責事由があり解除され、かつ未払いの利用料金がある場合は、乙は当該利用料金の支払について期限の利益を失い、未払いの利用料金全額を直ちに現金で甲に支払うものとする。

第10条（秘密保持）

乙は、本件ソフトウェア、本件ソフトウェアに関するマニュアルその他の文書、又は、本件ソフトウェアのベンチマークの結果を含む（がこれに限られない）本件ソフトウェアの性能に関する情報もしくはそれに関する顧客の評価（以下「秘密情報」という。）を甲の事前の書面による承諾を得ることなくして、第三者に対して開示、提供又は漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当することを証明できる情報については、この限りではない。

(1) 提供又は開示を受けた際、既に自己が保有していた情報

(2) 提供又は開示を受けた際、既に公知となっている情報

(3) 提供又は開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報

(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得した情報

(5) 秘密情報によることなく独自に開発又は取得した情報

(6) 法律の規定に基づき開示しなければならない情報

(7) 書面により事前に相手方の同意を得た情報

第11条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は、ライセンス提供日から発効する。

第12条（契約終了後の措置禁止）

1. 前条の定めにかかわらず、本契約が終了した場合には、乙は、本契約終了後30日以内に、甲の指示に従い、自らの費用で本件ソフトウェア及びその複製物のすべてを直ちに破棄もしくは削除しなければならない。
2. 前項において、乙が本件ソフトウェア及びその複製物を破棄もしくは削除した場合には、甲からの要請があった場合は、破棄証明書を甲に提出しなければならない。

第13条（非保証）

1. 本件ソフトウェアは現状有姿で提供されるものとする。
2. 甲は、本件ソフトウェアの性能、商品性、特定目的への適合性、本件ソフトウェアが乙の要求を満たすこと、エラーが存在しないこと、中断・誤作動なく稼働すること、不正アクセスに対する完全な安全性、その他の瑕疵又は欠陥（以下「瑕疵等」と総称する。）がないことを含むがそれらに限られない、明示又は黙示のいかなる保証も一切行わないものとする。

第14条（責任制限）

1. 甲は、仮に損害発生の可能性を通告されていたとしても、乙および第三者に対し、本件ソフトウェアの使用もしくは使用ができないこと、又は、本件ソフトウェアの瑕疵等によってもたらされたいかなる損害（直接損害、逸失利益、間接損害、特別損害、付随損害、懲罰的賠償又は派生損害を含むがこれらに限られない。）についても責任を負わないものとする。
2. 第三者がログイン名を不正に使用する等の方法で本件ソフトウェアを不正に利用することにより乙又は第三者に損害を与えた場合において、甲は、乙を含む第三者に対して一切の責任を負わないものとする。
3. 乙が本件ソフトウェアの利用により第三者に対し損害を与えた場合、乙は自己の責任によりこれを解決するものとし、理由の如何を問わず、甲にいかなる責任も負担させないものとする。
4. 甲は、乙を含む第三者に対して、本件ソフトウェアにより作成され、本件ソフトウェアの稼働するPC又はクラウド上のシステム内に保存された乙又は第三者のデータ等の全部又は一部の消失、毀損等について一切の責任を負わないものとする。
5. 前4項の規定に拘らず、甲が乙に対して不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償責任を負うとされた場合、乙が甲に過去6か月間に支払った利用料金の合計額を上限として当該損害を賠償する。また、本件ソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害したとして、乙に対して訴訟その他の申立てが行なわれた場合は、甲は、自己の責任と費用負担のもとにこれを解決する。

第15条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙が次の各号に該当する場合、相手方は、何らの催告なしに本契約を解約することができるものとする。
 - (1) 暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である場合、又

は反社会的勢力であった場合

(2) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いるなどした場合

(3) 相手方に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、又は、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどした場合

(4) 自ら又は第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合

(5) 自ら又は第三者を利用して、相手方の業務を妨害した場合、又は、妨害するおそれのある行為をした場合

2. 前項により本契約を解約した場合において、相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとする。

第16条（輸出管理）

乙は、本件ソフトウェアを外国に輸出し、海外へ持ち出し、日本国外の支店での使用をしてはならない。

第17条（契約の地位の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾がない限り、本契約上の権利及び義務並びに本契約上の地位を第三者へ譲渡し又は担保に供してはならない。

第18条（別紙）

本契約末尾に添付した別紙は、本契約書と一体、不可分なものとして効力を有し、明らかな誤記を除き、甲及び乙の権限ある者の作成した書面による合意なくしては修正できないものとする。

第19条（契約の変更）

本契約の変更は、甲、乙の権限ある正当な代表者又は代理人が記名捺印した文書によってのみ行うことができる。

第20条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては日本法が適用されるものとする。

2. 本契約に関して生じた紛争については、東京地方裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

第21条（協議事項）

本契約に定めのない事項について、又は、本契約について甲乙間に疑義がある場合、甲乙協議の上、円満に解決するものとする。

